

平成二十三年十一月八日受領  
答 弁 第 一 一 五 号

内閣衆質一七九第一五号

平成二十三年十一月八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出中川文部科学大臣の教育権を否定する違法・不当介入な国会答弁に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出中川文部科学大臣の教育権を否定する違法・不当介入な国会答弁に関する  
質問に対する答弁書

一及び二について

義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号。以下「無償に関する法律」という。）第一条第一項は「義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。」と、同条第二項は「前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。」とそれぞれ規定しており、同条第二項を受けて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号。以下「無償措置法」という。）が、国が教科用図書を無償給付するために必要な事項等を規定している。

無償措置法第三条は「国は、・・・第十三条・・・の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。」と規定しており、無償措置法第十三条第四項は、無償措置法第十二条第一項の規定に基づいて設定された採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならぬと規定し

ている。沖縄県八重山採択地区においては、八重山採択地区協議会の規約に従ってまとめられた結果が無償措置法第十三条第四項の規定による協議に当たると認められることから、文部科学省においては、沖縄県教育委員会に対し、この結果に基づいて同採択地区内の各市町教育委員会が同一の教科用図書を採択するよう指導を行うことを指導・助言してきたところである。同採択地区内の石垣市及び与那国町の各教育委員会は、この結果に基づいて教科用図書を採択しており、同項の規定による採択を行ったと同視できることから、無償措置法により国がその採択に係る教科用図書を無償で給付することができると考えるが、竹富町教育委員会は、この結果と異なる教科用図書を採択しており、同項の規定による採択を行ったとは認められず、無償措置法第三条の要件を満たさないことから、無償措置法により国がその採択に係る教科用図書を無償で給付することはできないと考える。

他方、無償に関する法律第一条第一項の趣旨は、児童生徒及びその保護者に教科用図書の費用を負担させないことと解される。竹富町教育委員会があくまで同協議会の規約に従ってまとめられた結果と異なる教科用図書を採択するというのであれば、当該教科用図書について、無償措置法により国が無償で給付することができない以上、児童生徒に教科用図書が行き渡らないという事態を避け、かつ、無償に関する法

律第一条第一項の趣旨を全うするためには、竹富町において教科用図書を購入し、これを児童生徒に無償で給与するほかない。その設置する小学校及び中学校における教育について一義的な責任を負う市町村において、国による無償措置によらず、自ら教科用図書を購入し、これを児童生徒に無償で給与することは、無償に関する法律の趣旨に反しているとはいえず、無償措置法によっても禁止されるものではないと考える。

御指摘の文部科学大臣の答弁は、以上の趣旨を述べたものである。

三について

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第十四条は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八条の規定に基づき文部科学大臣が「発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数を指示」するために、同法第七条第二項の規定に基づき都道府県教育委員会が当該都道府県内の「教科書の需要数を・・・文部科学大臣に報告」する期限を定めたものであり、採択地区の変更の時期について定めたものではない。

無償措置法第十二条第一項は、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは

郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区・・・を設定しなければならない。」  
と規定しており、採択地区を設定する際の最小単位は市又は郡であることから、沖縄県八重山郡内の竹富町及び与那国町を単独の採択地区とすることはできない。